

草津市交際費の支出基準および公開に関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、市長および副市長が市政運営のため外部と交際する場合に支出する費用(以下「交際費」という。)の適正かつ公正な支出を図るため、その支出基準および公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支出区分)

第2条 交際費は、支出の内容により、次のとおり分類する。

- (1) 祝金 市政の振興に関わりのある団体・個人の慶事に係る支出
- (2) 激励金 本市の公益性を高める団体・個人を激励するために係る支出
- (3) 見舞金 市政関係者の病気等に対する見舞金、災害などによる義援金等に係る支出
- (4) 香料 市政関係者およびその親族に対する香典、生花等に係る支出
- (5) 協賛金等 市政の円滑な遂行上必要とされる事業および催しへの参画、参加に係る支出等

(支出基準)

第3条 前条に規定する支出区分に対応する支出金額の基準は、別表のとおりとする。

(公開する内容)

第4条 交際費の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 実施年月日
- (2) 支払目的
- (3) 支払先 (原則として個人名は除く。)
- (4) 支払金額

(公開の時期)

第5条 交際費の公開は、毎月行うものとし、当月分を翌月の末日までに行うものとする。

(公表の方法)

第6条 交際費の公表は、その内容を総務部総務課情報公開室において閲覧に供するとともに草津市のホームページに掲載する。

(その他)

第7条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

付 則

- 1 この要項は、平成16年1月1日から施行する。
- 2 この要項は、平成16年1月1日以後に支出のあったものについて適用する。

付 則 (平成16年5月28日制定)

この要項は、平成16年5月28日から施行する。

付 則 (平成16年7月9日制定)

この要項は、平成16年7月12日から施行する。

付 則 (平成18年7月11日制定)

この要項は、平成18年7月11日から施行する。

付 則 (平成21年3月26日制定)

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

付 則 (平成21年10月23日制定)

この要項は、平成21年10月23日から施行する。

付 則（平成27年3月26日制定）

この要項は、平成27年3月26日から施行する。

付 則（平成30年3月27日制定）

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

付 則（令和2年1月28日制定）

この要項は、令和2年2月1日から施行する。

別表（第3条関係）

支出区分	対 象	対象項目（対象者）	支出金額	備 考
1 祝金(祝賀会などの会費含む。)	市政の振興に関わりのある団体および個人	1 竣工	1万円以内	祝賀会等により金額が指定されている場合は、その金額とする。
		2 就任	1万円以内	
		3 設立	1万円以内	
		4 記念式典	1万円以内	
		5 その他	適宜対応	
2 激励金	市の宣伝および施策の推進に功績がある団体および個人	1 全国大会等への出場	3万円以内	教育委員会等で対応するものは除く。
		2 その他	適宜対応	
3 見舞金	市政関係者	1 市と密接な関係にある自治体の現職の首長等	1万円	
		2 名誉市民	1万円	
		3 市と密接な関係にある現職の国・県・市の議員	1万円	
		4 現職の市まちづくり協議会連合会役員	1万円	
		5 現職の市自治連合会役員	1万円	
		6 現職の市消防団本部役員	1万円	
		7 災害などによる見舞金	適宜対応	
		8 その他	適宜対応	
4 香料	市政関係者およびその親族	1 現職の市の非常勤の特別職公務員等本人（備考）	1万円および生花1基又は楮1対	(備考)非常勤の特別職公務員等とは、教育委員会委員・選挙管理委員会委員・公平委員会委員・固定資産評価審査委員会委員・農業委員会委員をいう。
		2 名誉市民本人	3万円および生花1基又は楮1対	
		3 現職の市消防団員本人	1万円および生花1基又は楮1対	
		4 現職の市消防団員一親等親族および配偶者	生花1基又は楮1対	
		5 市と密接な関係にある現職の首長等本人	3万円	
		6 市と密接な関係にある現職の国・県・市の議員	3万円および生花1基又は楮1対	
		7 市と密接な関係にある現職の国・県・市の議員の一親等親族および配偶者	生花1基又は楮1対	
		8 元市5役本人	1万円および生花1基又は楮1対	
		9 元市議会議員本人	1万円および生花1基又は楮1対	
		10 その他	適宜対応	

5 協賛金 等	市が賛同できる事業または催しを実施するほか、市政の振興に関わりのある団体・個人	1 市として賛同できる事業	適宜対応	
		2 その他	適宜対応	

注) 重複支出は行わない。